

平成18年第4回教育委員会臨時会記録

平成18年6月5日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成18年6月5日(月) 午前10時30分～午前10時44分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 学校適正配置担当部長 小澄 龍太郎 庶務課長 松岡 敬明

学校適正配置担当課長 吉田 順之 学校運営課長 井口 順司

指導室長 種村 明頼 済美教育センター所長 根本 信司

済美教育センター副所長 植田 敏郎

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

(議案)

議案第42号 杉並区職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

議案第43号 平成18年度杉並区一般会計補正予算(第1号)

目 次

会議録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第42号 杉並区職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	3
議案第43号 平成18年度杉並区一般会計補正予算（第1号）	4

委員長 ただいまから第4回の教育委員会臨時会を開催いたします。

お集まりいただきありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

議事日程は、ご案内しましたとおり議案が2件、すべての議案が、平成18年第2回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づく、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条によりまして、本日の会議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第42号「杉並区職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第42号「杉並区職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、支度料を廃止する必要があるためでございます。

お手元の資料、後半の方の新旧対照表の1ページというところがございますが、そちらをご覧ください。現在、職員等が外国に出張した場合には、外国において品位と体面を維持するのに必要な支度を整えさせるための費用に充てるため、支度料というものを支給しているところでございます。今般、個人での海外旅行が日常的に見られるなど、社会環境が変化していることを勘案いたしまして、職員等の支度料を廃止する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。なお、この条例の改正に当たりましては、関連する5件の条例につきまして、条立てで改正することとしてございます。

まず、第1条というところにおきましては、「杉並区職員の旅費に関する条例」の一部、また、次の第2条におきましては、「杉並区長等の給与等に関する条例の一部」、また、同第3条におきましては、「杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部、第4条におきましては、「杉並区監査委員の給与等に関する条例」の一部、そして第5条におきましては、「杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を、それぞれ改正するものでございます。したがって、関連してまいりますのは、第1条の杉並区職員及び第5条の杉並区行政委員会の委員というところが当該事項になってまいります。

改正の内容といたしましては、支度料の支給の根拠規定を削除するほか、支度料の廃止に伴う

規定の整備を行うものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を定めるものでございまして、平成18年7月1日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第42号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、日程第2、議案第43号「平成18年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」を上程し、審議させていただきます。

同じく庶務課長お願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第43号「平成18年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明申し上げます。

A4横版の資料になっております「一般会計補正予算概要(第1号)」、表紙を1枚おめくりいただきまして、歳入歳出予算、そちらに記載してございますが、それに基づきましてご説明を申し上げます。

まず、事務事業名「7教育費」のうち、済美教育センターの運営管理費ということで2,000万円。この内容でございますけれども、今年度、済美教育センターの方で学校の第三者評価ということに取り組むということで、現在事業を進めているところでございますが、先般、文部科学省の方から、文部科学省が義務教育学校における一定水準の教育の質を保証するための学校評価システムの構築を目指すということの一環として、今年度、第三者評価に関する調査研究について、外部に対して委託事業を実施するということがございました。そのうち、第三者機関による全国的な外部評価の仕組み、評価方法について調査研究を行うというものでございますけれども、まさに本区もいま済美教育センターで取り組んでいる事業と密接に関係があり、なおかつ、この委託事業でかなりの国庫委託金もあるということで、これを受けるものでございます。実際には、当済美教育センターと国立教育研究所、そしてIBMというこの3者で共同研究ということになります。

続きまして、その下段になりますが、学校運営管理、中学校のところでございますが、これで4,800万円ということでございます。この内容でございますが、この間、子どもたちの安全安心

ということで、小学校には既に防犯カメラを全校設置してまいりました。また中学校にも、既に8校設置してきたところですが、残りの15校、早めに条件整備を行いたいと考えていたところ、実は今年の3月末に、東京都の方が、「東京都小中学校等防犯設備整備補助金交付要綱」というものを策定いたしまして、平成18年度に防犯カメラを設置する場合には、整備費の2分の1以内で1校当たり75万円を限度として交付金が支給されるという、こういう制度があります。そこで、本区が進めている防犯カメラの設置、ぜひこの交付金を活用して整備していきたいという考えに立ちまして、今般4,800万円の補正額を計上するところでございます。ただ、今申し上げましたように、都の方の交付金につきましては、先ほど申し上げましたような一定の条件がございますので、都からの支出金が足りない部分については区費で賄うということになりまして、都の方から1,125万円、そして区費の財源から3,675万円ということで補正を組むものでございます。

私からは以上でございます。

委員長 では、ただいまの説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

第三者評価の方ですけれども、全国で数カ所というか、モデル校、モデル・スタディというか、そういうことですか。

庶務課長 所管の済美教育センターの方からお答えします。

済美教育センター副所長 今お話にありましたように、来年度以降、全国規模の調査ができるようにモデル的な調査研究をして、マニュアル的なものを作成していくということが目的になっております。そのマニュアルづくりを杉並区の方で受けていくということで、文献調査、海外調査等を含めて行います。別途、違うグループも公募しておりまして、全国では122校ほど挙げて、モデル的に第三者診断をやるというグループもあります。

委員長 わかりました。

ほかにごございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第43号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

これをもちまして、予定されました日程は、すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。